# 皇統連綿と日本事情

# ―王権の履歴書―

蓮沼啓介(神戸大学)

# 【要約】

皇室は皇族の建てた王国の王室のことあるが、皇族方にとっては明治の新機軸であった。皇族とは太陽神の子孫と観念された高貴な一族のことである。かって律令国家の帝王を出す一族であった。 王権授受の証しにまず鏡剣(の形代)が用いられたが、律令国家ではこれに国璽が加わった。天皇御璽である。この御璽は平家滅亡の際に壇ノ浦の海底に沈んでしまった。後嵯峨天皇の時に新たに三種の神器が調達された。新撰の鏡剣に新たに八尺瓊の勾玉が加えられた。

#### 1. 日本とは何か。

皇族を中心とする国家である。皇統連綿とはなにか。皇統連綿とは日本が持続しているという事である。日本はまだ滅んではいない。尊皇の伝統とは何のことか。皇族方を中心に置いた国作りがなによりも大切であるという政治的な信念を抱く人々が割合に多いという歴史の事実が結構長く続いていることである。日本と皇族たちの関係は深い。皇統と皇族の関係は如何に。皇統とは何か。皇統という言葉の源は皇統譜にある。皇統譜は旧皇室典範により作成された。大統譜と皇族譜からなる。

皇とはすめら・すめり・すめると活用する動詞の未然形であり、光り輝くことをいう。そらすめり。 空が澄み渡った状態が続くという意味から派生した動詞である。スムは棲む・住む・済むなどを意味 する語であるが、汚れや濁りなどが落ち着いて澄み透ることを澄むという。こうした澄み渡る状態が 継続すると光が輝くのですめらという。花咲爺などと同様に未然形が名前の構成要素となったもので あろう。(梵語の蘇迷盧 sumeru や蒙古語の sumel と同源であろうという大野晋の説にはにわかに従 いがたい。単なる音韻の偶然による類似の一事例であろう)。

皇統は血統ではない。(神話と伝説)。天の叢雲の剣を継承した順序を示す。まずムラクモが王位につき、王権のレガリアつまり王権引き継ぎの証拠の品として天の叢雲の剣の受け渡しが開始された。この継承の関係を示すものが帝王本紀である。日継ぎである。後に古事記が編纂される段階になって、皇族という新しい観念の登場に促されて、皇統を系譜として構成する試みが繰り返され、帝王本紀が生成した。皇室典範が制定される際に帝王本紀に沿って大統譜(と皇族譜)が作成され、皇統が血統と見なされるに至った。みなし血統ということである。皇統は皇族に伝える(律令国家の根本義)。皇統は桓武の子孫に伝える(封建革命)。

皇統はいつ生まれたのか。草薙の剣が王権の象徴である。天の叢雲の剣という名の太刀である。天 の村雲の尊の持ち物であったと推定される。いまでも熱田神宮に保管されている。皇族とは何か。皇 族とは太陽神の子孫と観念された高貴な王族のことである。天照大御神の子孫であることを証する証拠がある。八咫の鏡である。八咫の鏡は今なお伊勢神宮に保管されている。(破片だけかも知れない)。

皇族はいつ頃成立したのか。継体=ヲホドノ王が転機に立つ。ヒメ・ヒコ制の王権化。上代日本の親族構成は双系制であったと推計される。父系制と女系制が併存し合流した形の親族構造が成立した。家父と家刀自の支配する家族形態である。こうした双系性の親族構造が皇族という高貴な一族に及んだ時に大王と大后の共和する統治体制が成熟した。これがヒメ・ヒコ制である。敏達=推古朝に始まり、舒明=皇極朝に引き継がれ、天武=持統朝に完成した王権の古代的な形態である。斉明女帝の皇子の中から葛城の皇子と大海人の皇子という二人のカリスマ王が出現して、上代日本を古代世界へと変化発展させる。二人のカリスマ王の伝説の中から万葉集という古代の叙事詩が生まれ育つ。皇極=斉明女帝とその(姫)皇子たちが残したカリスマ王の伝説から皇族たちの世紀が始まる。奈良時代は皇族たちの時代である。古事記も日本書紀もこの時代の書物である。万葉集もそうである。日本文明の古典古代にあたる。

万葉集は挽歌の集である。古典古代への憧憬を語る詩歌集である。皇族たちとその周辺の物語である。額田王がその中心に立つ。額田の王は最も輝いている歌人であるし、皇族たちに備わるカリスマ性を一身に体現する女人であるからである。ワカタケル大王の血を引く名門出身の女流貴族である。

日本文明の古典古代は短い。古代中国の文明が最末期になって周辺の地域に広がって成立した周辺 文明であるからである。仮名のない時代の作品である。因に万葉仮名とは文字の種類をいうのでは無 くて漢字音や漢字の訓を用いる用字法の種類をいう呼び方である。

借り名の成立は平安時代の初めの頃の出来事である。

この時分に父系制への移行が完了した。桓武により天皇という地位が確立された。桓武は天帝を祭る祭儀を行っている。これは皇帝に登極するという明白な意思の表明である。天皇とは皇帝を兼務したスメラミコトのことである。皇帝は天下つまり全世界の支配者である。スメラミコトは皇帝になった。皇帝は父系に継承する。(中国の風習)。皇統は父系に継承する。(平安京の新儀)。内親王は父系の皇族の一員である。内親王は皇族としか結婚出来ない。選叙令王娶親王条に「王娶親王聽。臣娶五世王聽」「唯五世王不得娶親王」とある。内親王と臣下の婚姻を認めない規定である。従って結婚相手は稀にしか存在しない。神の妻になる斎宮という位置にはつける。女帝にはなれる。内親王の地位は不安定になる。

# 2. 皇室という新機軸。

皇族が建てた王国の王室を皇室と呼ぶ。王位の継承法は中国の皇帝に倣う。徳川家の当主の継承法とも一致する。女人の国王は認めない。中国との違いもある。中国では実力による簒奪が横行している。日本では相続の順位を覆すことはできない。明治国家はナポレオンの帝国に似ている。どちらも貴族の末裔が建てた新興の国家である。皇室は明治の新機軸である。

皇室の失敗を確認しておこう。まず女帝の排斥であるが、日本の伝統にそぐわない。次に復古主義 に立ち、記紀の神話を神聖化してしまった。更に男尊女卑。中国の皇帝の制度をお手本にした。(後宮 や宦官の制度はおぞましい)。

戦後改革の失敗。改革が不徹底であった。軍部と天皇の関係が不透明なままに行われた改革であったため、万事が不備に止まった。新旧憲法の関係が不明なのもこの点に基づく。戦後改革の失敗の中身。皇統譜の見直しが無かった。女性天皇の受け入れが無かった。皇統二流の歴史を見損なってしまった。禁裏御所の実績を忘れてしまった。

皇室をどうするか。皇族方の意向をまず調べて公表する。その結果を国民の選択の材料とすればいい。皇統譜を改善する選択肢は何か。皇極=斉明天皇から出発すればいい。あるいは光格天皇まで下がればいい。それ以前の帝王本紀は古記録として保管する。国民が選べばいい。皇統譜の候補を選択肢として提示する。皇室のご先祖様はどなたか。a 皇極天皇 b 光格天皇 c 明治天皇 (d 後嵯峨天皇 e 光厳天皇)。皇族方の意向をどう取り込むか。南朝をどうするか。後醍醐の復位を認めるか否か。国民が選べばいい。後醍醐の復位を認める意義はあまりない。史実は変更できないが、解釈は変更できる。主権者である国民が最終的な解釈の権限を持つ。国民の世論調査を実行し、国会で決議する。

### 2. 1 三種の神器とは何か。

『百練抄』仁治三年正月条に「三種宝物」と見えるが、上田正昭によればこれがレガリアを「三種の宝物」=(剣・鏡・玉)とする初出の記事である。(同 77 頁)。もともと養老公式令にいう「天子神璽」とは天皇御璽のことである。令の本注に「謂践祚之日寿璽」とある。践祚の儀式の際に中臣の寿詞が奏じられる時に御璽の引き継ぎが行われる。本注の続きには「寳而不用」とある。普段は宝蔵して印章として用いる事はない。この御璽は平家一門に属する二位の尼が入水した折りに壇ノ浦の海中に沈んだまま未だに回収されていない。空き箱が浮き上がったので源氏が空の箱を回収したと伝わる。御璽の材質が玉であるという記録が誤解されて玉が入っていたと考えた挙げ句、後嵯峨天皇の即位の際に八尺瓊の勾玉を御璽の代わりに神器に加えた訳である。宮中に保管された古い勾玉を八尺瓊の勾玉と認定したものであろう。この形代を後醍醐天皇が造作したため、どちらの勾玉が本物か不明の事態が発生して、今日に至っている。

もともとレガリアに勾玉は含まれていないので、どちらも本物のレガリアではありえない。八尺瓊の勾玉は禁裏御所の正統な相続人が誰であるかを判定する新しい宝器である。従って南北朝正閏論とは禁裏御所の主が誰であるかを巡る議論であり、王権の行方とは無関係の議論である。議論の混乱は伴信友の「神璽三弁」に遡る。伴信友は律疏の八虐の六大不敬の科条に見える「偽造神璽内印」の注に「神璽者、謂依令践祚之日中臣奏天神之寿詞忌部上神璽之鏡剣」とあるところを明法家の失策であり誤解であると咎めているが、これは中臣の寿詞を奏じる際に御璽の引き継ぎが行われるという慣例を全く見損なったために発生した伴信友の「失誤」である。小中村清矩が神璽とは八尺瓊の勾玉のことであるという誤解を広めてしまい、黛弘道も「三種の神器について」ではこうした誤解を再生産している始末である。

南朝と北朝の争いとは禁裏御所の正式な継承者は誰であるかを巡る論争である。王権の行方とは無縁の抗争である。三種の神器が王権のレガリアであるという神話は明治の新機軸である。明治国家の

創作した神話である。北朝と南朝のどちらが後嵯峨天皇の正嫡か。後醍醐が神器を複製した。どちらが本物か。八尺瓊の勾玉は真贋が問題になる。鏡剣はどちらも形代である。本物ではない。八尺瓊の勾玉とは何か。禁裏御所の宝器である。天皇が祭主であって君主でない証拠である。宝剣は王権を示し、宝鏡は教権を示し、宝玉は極権を示す。極権とは儀式を行う権能のことである。

八尺瓊の勾玉を定めたのは誰か。後嵯峨天皇である。皇統分裂の切っ掛けとなった。皇居に置かれた。形代を後醍醐が造った。

# 3. 八咫の鏡とは何か。

限とは周尺で八寸のことである。周尺の八寸は商尺の一尺にあたる。限は一尺の意味にも使われる言葉である。半径が一尺の鏡の円周が八咫である。(円周率を 3.2 とする計算に拠る)。平原一号墓から出土した大型鏡の直径は 46.5 センチメートルである。半径は 23.23 センチメートルである。これは商鞅尺の一尺にあたる。円周の長さは六十四寸であり八咫になる。八咫の鏡はどこにあるのか。伊勢神宮のご神体は八咫の鏡である。形代が作成されて宮中に保管されていた。火災に何度もあっているので、現存するか不明である。鏡の破片が残っているのかも知れない。容れ物の寸法は伝えられている。商鞅尺とは擬周尺の八尺を七尺とする物差しである。歩が周尺の六尺六寸に短縮された際に周尺の六尺四寸が一歩であるという誤解が発生した。こうした誤解に基づき約 20、3 センチメートルを一尺とする擬周尺が考案され、擬周尺の八尺を七尺とする商鞅尺が作成された。

八咫の鏡を再生する必要がある。幸い平原一号墓から同型鏡が出土している。伊勢神宮に残存する 破鏡と成分の一致を確認した上で、鏡を再生することが望ましい。女性天皇の指揮のもとに再生を実 行するのが最善の措置である。

# 4. 草薙の剣とはなにか。

草薙の剣とはヤマトタケルが焼津の近くで火に囲まれた際に草を薙ぎ払って危機を脱出したという 日く付きの剣である。もともとは天の叢雲の剣と言う。天の村雲の尊は奴国王ハヤヒの次男である。 長男は香山である。奴国王ハヤヒとその子息たちは権力闘争に破れ、九州を去り、東方遠征に旅立っ た。纏向の開発を開始した勢力である。物部氏や尾張氏はその子孫である。

神話によれば八岐大蛇の尻尾ないし胴体を切った時に中から現れたという剣である。八岐大蛇は山跡の大蛇である。古代出雲は銅鐸の国であった。在地の豪族とハヤヒの一族は通婚し、共存した。八岐大蛇は神話的な合成の産物である。自然の災害や人生の災いを蛇神として観念した邪神である。その形象は溶岩流であり、洪水の濁流である。人生では未婚の娘を巫女に取る在地の豪族である。大和の豪族と言うことである。

草薙の剣は熱田神宮に保管されている。中身を盗み見た神官の証言によれば白銅剣の模様である。 伝説によれば倭建命が倭姫命から受け取り、妃の宮簀媛が熱田神宮に納めたという。もともとは大和 朝廷の祭る宝剣であった。朝廷に祭る宝剣とは何か。天の叢雲の剣のことである。天の村雲の命の剣 である。神倭磐余彦の実名は群雲である。群雲は饒速日命の次男であり纏向を初めて統治した初代の 王である。宝剣は代々の邪馬登の王に受け継がれたレガリアである。

八俣の大蛇の胴体を切った時に中から出現したと神話は伝える。宝剣はもともとは太陽の光を反射 する宝器であったと推察される。太陽の蛇神である。

赤彩色形土器(福井県若狭町鳥浜貝塚から出土)に見られる八俣の赤彩模様は、日の光が八方に降り注ぐ有様を神格として捉え移した図柄であり、太陽神の古形である。こうした図柄が後の世に八俣のをろちといった蛇神を創出した素材であった模様である。『特別展縄文』(写真集)29頁3に掲げる写真を参照されたい。寺院の卍やナチスの鉤十字の原形である。

群雲とは火山が噴火する際に噴き出る噴煙のことである。阿蘇山の大噴火を目撃した記憶から発生した自然現象を神と見立てた名称である。香山とは火を噴く山のことである。噴き出る溶岩が赤くカカヤク山である。饒速日の子供たちが阿蘇山から立ち上る噴煙の見える北部九州の出身であることを良く表わす名称である。天の群雲の命は出雲を平定した武甕槌命の実在のモデルである。

纏向勝山古墳は周濠から出土した木片の年輪から年代を推定すると 199+12 年の築造であり群雲の墓と推定される。石塚古墳は 177+18=195 年の築造と推定される。奴国王である速日の墓であろうと推計される。矢塚古墳はあるいは香山の墓かもしれない。

天の香久山は天の香山の命の名に因んで命名された山であると推定される。天の香久山が火山である証拠は見当たらない。もともとは阿蘇山の噴火に因んだ九州に於いて命名された名前である。 畝 傍 山や耳成山は自然な名前である。 うねりのウネであるし、ビは動詞をつくる語尾でありウネの様 な形をしているという意味の言葉である。みみなしは耳を成すの意であろうが、みみの意味は不詳である。 美美というをんなの麗しさや美しさを示す言葉であるのかも知れない。

# 参考文献

上田正昭 2012『私の古代日本史(下)』新潮社。

伴信友「神璽三弁」(『伴信友全集』第二巻)。

黛弘道 1982 「三種の神器について」(同『律令国家成立史の研究』吉川弘文館,所収)。